

各務原都市計画道路の変更（岐阜県決定）

都市計画道路中 3・3・2号岐阜鵜沼線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	岐阜鵜沼線	各務原市那加 山後町1丁目	各務原市各務 おがせ町9丁目	各務原市那加 西市場町6丁目 各務原市蘇原 花園町4丁目 各務原市蘇原 青雲町2丁目 各務原市蘇原 野口町3丁目 各務原市蘇原 坂井町2丁目 各務原市各務 西町6丁目	約9,120m	地表式	4車線	25m	・幹線街路と平面交差5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本路線との取付市道（市道那141号線及び市道蘇北656号線）沿線では、土地利用状況が変化し、交通需要が高まっていることから、取付市道と本路線との交差点を信号設置が可能な交差点とする計画に変更した。そのため、交差点形状の変更に伴い、都市計画道路区域を変更するものである。